

5. 申請方法

(1) 提出書類

①申請書（全員提出）

- ・申請書は学校にあります。直接学校に電話などで連絡をして、取り寄せてください。
- ・申請は、世帯の状況が変わる度に必要です。認定になったとしても、その後に世帯の状況が変わった場合は、新たに申請する必要がありますので、ご連絡ください。

②添付書類（該当者のみ提出）

世帯の中に令和6年1月1日時点で市外に住民票があった方（高知市外から転居してきた、高知市外に在住している、高知市外で所得の申告をされた方など）がいる場合は、次の添付書類が必要です。

令和6年度の所得（課税）証明書 ※ 写しは不可
 所得額・控除額・課税状況が全て記載されている証明書（記載されていない事項があると受付できません）
 ※ 令和6年度の所得（課税）証明書は、発行可能となる6月中旬以降に該当の市区町村へ交付申請をしてください。
 ※ 先に申請書を提出し、後日に所得（課税）証明書を追加提出してください。

(2) 提出先 お子さまが通学している小・中学校

6. 受付時期

受付時期	認定された場合の支給開始日
学校の授業料免除の決定の日からその決定日の翌月末日まで ※ 最終受付日：令和7年3月の最終登校日	授業料免除の開始月の1日分から支給 ※ 申請内容によっては開始日が変わる場合もあります

※ 授業料免除決定日の翌月末日を過ぎて申請書を提出した場合は、申請書を受け付けた月の1日分から支給となります。

7. 認否の通知

援助を受けられるかどうかの審査結果のお知らせについては、次のとおりです。

- (1) 認定の場合は、学校を通じてお知らせします。（申請書が学校から教育委員会に提出されてから1か月程度）
- (2) 却下の場合は、教育委員会から直接郵送にてお知らせします。また、却下となった場合は再審査請求ができます。再審査請求についての詳しい内容は、却下を連絡するお手紙の中でお知らせします。

■審査に係る項目について偽ったり、その他不正な手段によって援助費を受けた場合は、援助費の返還を命ずる場合があります。

お問合せ先

お子さまが通学している小・中学校 もしくは
 高知市教育委員会 青少年・事務管理課 〈Tel 088-823-9468〉



就学援助制度のお知らせ

高知市教育委員会

1. 就学援助制度とは

この制度は、お子さんが学校生活を送る中で、経済的な理由で困ることがないように、学用品費などの援助を行うものです。なお、学校の教育活動に基づく援助制度ですので、学校と教育委員会が連携して援助を行っています。※ この制度は、毎年度申請が必要です。

2. 援助の対象となる方

高知市に在住し、

- ① 生活保護を受けている方（※ 修学旅行費のみ）
 - ② 生活保護を受けている方に準ずる程度に、経済的に困窮していると教育委員会が認める方
- 上記①又は②のいずれかに該当し、かつ、授業料の納付を全額免除されている方。他市の就学援助を受けている方は対象となりません。

3. 援助の内容

項目	対象となる内容	援助額
学用品費等	学用品・通学用品の購入費、宿泊を伴わない校外活動における交通費・見学料	小学校：15,480円 中学校：27,240円 ※ 途中認定者は月割
新入学用品費	小中学校等入学時の学用品・通学用品の購入費 [4月認定者に限る] ※ すでに新入学（準備）に関する就学援助費、又は生活保護費として同様の支援を受けた者は対象外	小学校：51,790円 中学校：60,730円
宿泊を伴う校外活動費	宿泊を伴う校外活動における交通費・見学料 ※ キャンセル代は原則対象外。特例として台風等による旅行自体の中止・延期や感染症またはその疑いがある場合の出席停止または忌引については、支給対象。	実費を支給 小学校上限額：3,690円 中学校上限額：6,210円
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学料及び保護者が均一で負担する額 ※ 参加した旅行行程分が対象（学校団体料金を適用【金券等除く】）。こづかい、キャンセル代は原則対象外。キャンセル代については、特例として台風等による旅行自体の中止・延期や感染症またはその疑いがある場合の出席停止または忌引については、支給対象。）	実費を支給
新入学準備費	中学校（義務教育学校後期課程）新入学準備の学用品・通学用品の購入費 [3月中に認定期間があった者に限る] ※ すでに中学校新入学（準備）に関する就学援助費、又は生活保護費として同様の支援を受けた者は対象外	小学校6年生 (来年度中学1年生) 60,730円

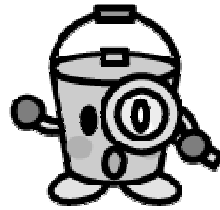
■注意事項■

- ① 宿泊を伴う校外活動費は、学年を通じて1回限りとなります。また、実施後の支給となります。
- ② 修学旅行費は、実施学年のみで、小学校・中学校それぞれ1回限りとなります。また、実施後の支給となります。

4. 認定の審査

認定の審査については、次の項目を審査します。

- ・ 世帯の構成
 - ・ 申請の理由
 - ・ 住居の状況
 - ・ 居住地の確認
 - ・ 所得の状況
 - ・ 他者からの援助の状況
- ※ 借入状況（住宅ローン等）については審査の対象外です。



生計同一の方全員の令和5年中（令和6年度）の所得合計額が、認定基準額未満の方が対象となります。

■認定基準額未満となる所得額のめやす

（令和6年4月1日現在）

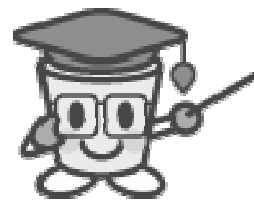
家族数	家族構成	所得額 (令和5年分)
2人	父または母(32才)・子(小1)	233万円程度
3人	父(35才)・母(32才)・子(小1)	266万円程度
3人	父または母(35才)・子(小6)・子(小1)	308万円程度
4人	父(35才)・母(35才)・子(小3)・子(小1)	329万円程度
5人	祖母(58才)・父(35才)・母(35才)・子(小3)・子(小1)	386万円程度

※所得額=合計所得金額-(社会保険料控除+生命保険料控除+地震保険料控除+所得金額調整控除)

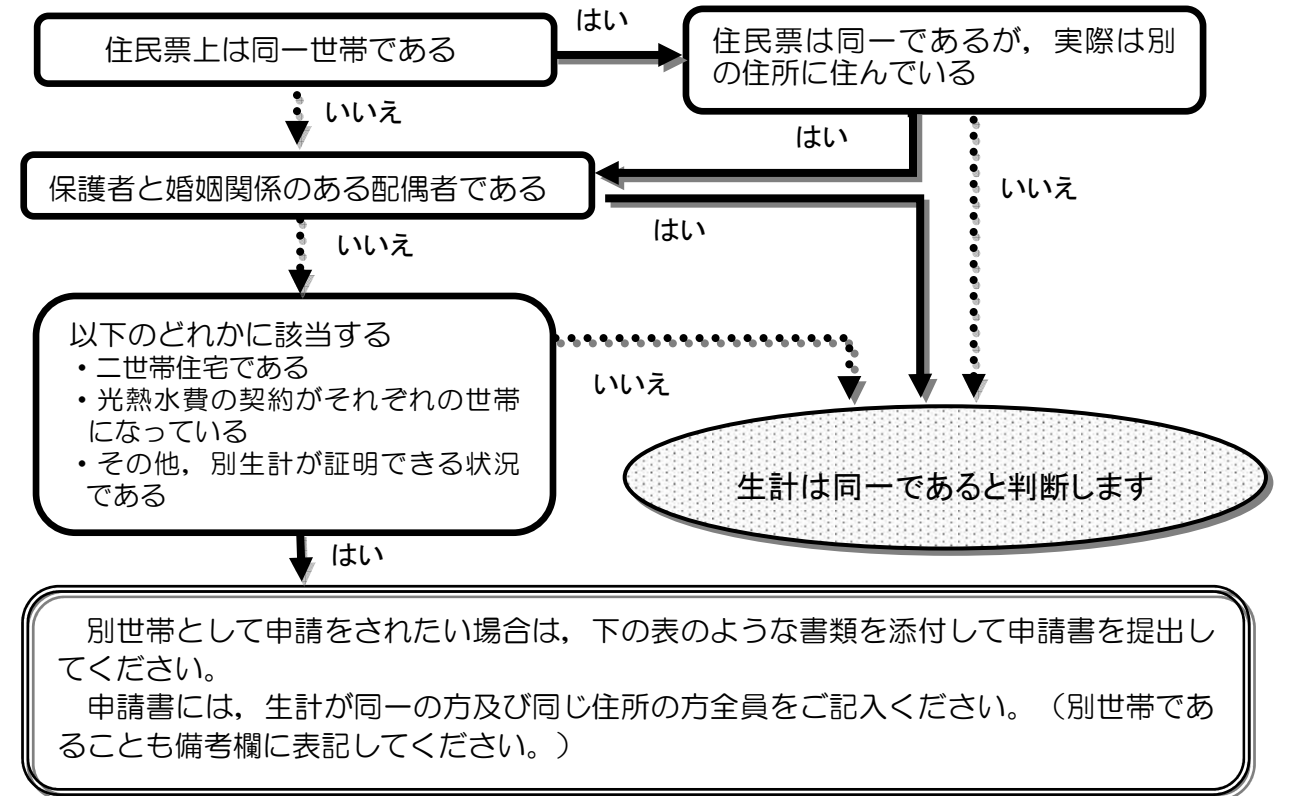
■注意事項

【所得額について】

- ① 所得額のめやすについては、審査の項目（世帯の構成、住居の状況等）から計算される認定基準額によって増減します。個々の世帯状況によって異なりますので、詳細についての問い合わせに依ることはできません。ご了承ください。
- ② 給与収入の場合は、給与所得控除後の金額で計算します。（社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・所得金額調整控除がある場合は、それらを除した金額となります。）
- ③ 所得の確認のため、令和5年分の所得申告をお済ませください。（所得がない場合も「ないこと」の申告が必要です。所得の確認ができないと、審査ができずに申請を却下する場合があります。）
- ④ **同じ住所にお住まいの方の所得は、生計の状態にかかわらず全て合算します。**
ただし、別世帯であると申立てをする場合は、その証明となるもの（光熱水費が別々に請求されている請求書など）を、申請書と一緒に必ず提出してください。別世帯と認められる場合があります。（右ページのフローチャート参照）また、保護者の配偶者については、別居中であっても、保護者に婚姻関係（内縁・事実婚含む）がある場合は、生計は同一であると判断します。
- ⑤ **別の住所にお住まいの方で生計を同一にしている方の所得も合算することができます。**申請書にご記入ください。（備考欄に住民票の住所もお書きください。）



《④関連 生計同一判断フローチャート》



《状況を説明する書類例》

	世帯の状況の例	添付書類の例
1	二世帯住宅である、又は同じ住所だが敷地内の別棟の建物に住んでいる（建物が分かれている）	二世帯住宅又は別棟住宅の証明（資産税課で発行できる書類（土地所有者の「名寄帳[土地]」等）など、その土地に何軒家が建っているか分かる公的な証明及びそれに準ずるもの。（令和6年度課税分）
2	同じ建物だが電気や水道のメーターを分けており、光熱水費が別々に請求されている	別々に請求されていることがわかる請求書など（同じ種類の、同じ月のもの。別としたい世帯分必要です。） ※ 3か月以内に業者によって発行されたもの
3	住民票は同じ住所にあるが、実際は別の場所に住んでいる	実際に住んでいる場所に届いている郵便封筒・はがきの写し（※ 住所・氏名・日付（3か月以内のもの）が1枚で確認できるもの）、実態に応じた転出・転居届後の住民票 など
4	生計が完全に独立している長期入院中など	入院費など本人又はその扶養者の収入から支出されていることが確認できる書類など、事情に応じて生計別と確認できる書類

- ※ 証明する書類は、個々の事情によるものがありますので、不明な場合は詳細を教育委員会に相談してください。
- ※ 資料の追加提出を依頼することがあります。
- ※ 証明する書類を提出していただいても、生計が別と判断できない場合があります。